

## 第 1 1 章

### 左派政党の伸長が候補者クオータ制の導入に与える影響

—離散時間ロジットモデルによる実証分析—

永井 帆南美

#### 要約

女性議員を増やすための政策として、ここ数十年でクオータ制の導入が世界中で広がりを見せている。なかでも、近年、法律によって各政党に一定割合の女性候補者の擁立を義務付ける候補者クオータ制の普及が進んでいる。既存研究では、国際的な圧力や国内外の女性運動の相互作用が、候補者クオータ制の導入を推し進めることが明らかになっているが、このような国際的なトレンドに基づく説明は、国家間の差異を十分に説明できない。そこで、本稿では、1989年から2019年までの世界20か国のパネルデータを作成した上で、国家間の差異を説明する国内要因として、政策決定に直接的な影響を及ぼす政党システムに注目し、左派政党の伸長が候補者クオータ制の導入に与える影響を検証した。分析結果からは、議会内・閣僚内において左派政党の勢力が拡大するほど、候補者クオータ制を導入する可能性が高まることが明らかになった。政治分野における男女格差が深刻な日本においてクオータ制の導入を促進していくには、左派政党の伸長を促す制度設計が重要だと考えられる。

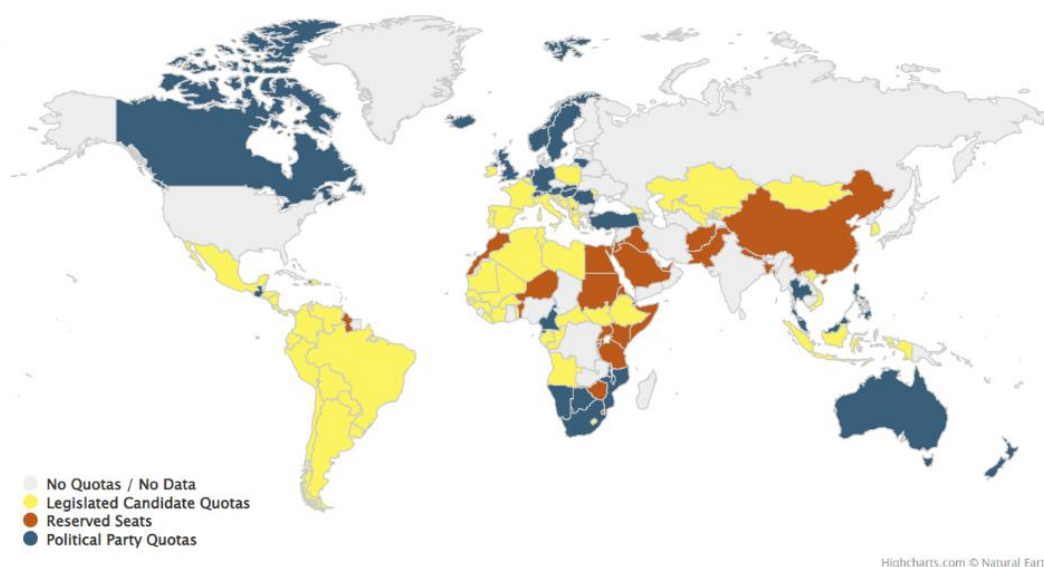
#### 1. はじめに

ここ数十年で、国際的に女性議員が増加してきた。1995年時点で11.3%だった世界全体の女性国会議員の割合は、2022年には26.1%を記録した<sup>152</sup>。このような女性議員増加の背景には、世界規模で急速に広がっているクオータ制の導入がある(図1)。クオータ制とは、政治分野における男女格差を是正するために、議席または候補者の一定比率を女性に割り当てる制度を指す<sup>153</sup>。クオータ制には、政党が自発的に女性候補者を擁立する政党クオータ制、法律によって各政党に女性候補者の擁立を義務付ける候補者クオータ制、憲法で議席の一部を女性枠とする議席クオータ制の三種類があるが、現在118の国と地域においてい

<sup>152</sup> <https://www.ipu.org/resources/publications/reports/2022-03/women-in-parliament-in-2021> (2022年10月21日)。

<sup>153</sup> <https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/700/367844.html> (2022年10月28日)。

図1 世界におけるクオータ制導入状況



出典: IDEA 「Gender Quotas Database」<sup>154</sup>。

れかのクオータ制が導入されており<sup>155</sup>、とりわけ 1990 年代以降、候補者クオータ制の導入が広がってきた (Weeks 2018)。

このような潮流に反して、日本の政治分野における男女格差の現状は先進国内のみならず世界的にみても最低水準にある。2021 年に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数ランキングにおいて、日本は 156 か国中 120 位だったが (WEF 2021)、とりわけ、ジェンダーギャップ指数の構成要素である経済、政治、教育、健康の中でも政治分野は 147 位と、政治分野における男女格差が大きな課題であることがわかる (WEF 2021)。実際、2022 年現在、衆議院議員のうち女性議員割合は 9.7%であり、世界 193 か国中 165 位に位置している<sup>156</sup>。このように、政治分野における女性の活躍で世界に大幅な後れをとっているにもかかわらず、日本国内ではクオータ制の導入に向けた議論が一向に進んでいない。

女性議員が極端に少ない現状は何が問題なのか。そもそも、日本を含む多くの民主主義国では、国民が選挙を通じて代表者を選び、彼らが政策決定を行っている。もし、性別によって政策選好に違いがあるならば (Thomas and Welch 1991; Poggione 2004)、政策決定に関わる代表者が一方の性別に大きく偏っている状況では、有権者の属性と政治家の属性の分布が一致しておらず、政治過程において有権者の政策選好を反映できなくなる。すなわち、代議制民主主義が機能していないとも考えられる。

<sup>154</sup> <https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas> (2022 年 10 月 28 日)。なお、Legislated Candidate Quotas は候補者クオータ制、Political Party Quotas は政党クオータ制、Reserved Seats は議席クオータ制を指す。

<sup>155</sup> <https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/> (2022 年 10 月 21 日)。

<sup>156</sup> <https://data.ipu.org/women-ranking?month=9&year=2022> (2022 年 10 月 21 日)。

上記を踏まえると、女性議員の増加に即時的に影響するクォータ制の導入は、日本において重要な政策課題になりうる。実際、2018年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政党その他の政治団体の責務として「当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」<sup>157</sup>と定められている。しかし、この法律の施行後、初の衆議院総選挙となった2021年総選挙における女性候補者の割合は17.7%で、前回の2017年(17.8%)の選挙時から改善が見られなかった<sup>158</sup>。つまり、各政党の自主性に任せては女性議員増加に向けた取り組みが進まないのが現状である。そこで、日本においても、法律によって全政党に一定割合の女性候補者の擁立を義務付ける候補者クォータ制の導入が考慮されるべきかもしれない。

男性が多数を占める議会や政党でクォータ制の導入が進むことは一見すると不可解であり、政治学ではクォータ制の導入要因をめぐって数多くの議論が行われてきた。特に、1975年に導入が始まった政党クォータ制の導入要因に関しては、先行研究によって体系的な理論的枠組みが提示されている。一方で、政党クォータ制よりも歴史が浅い候補者クォータ制の制定過程については研究上の課題が多い。まず、国際的規範の普及や国内外の女性運動の影響など、国際的な影響に関する導入要因は明らかにされているものの、国内の内的要因を明らかにした研究は少ない。また、クォータ制に関する研究の大半は単一の国または少数の国を対象としている。候補者クォータ制の導入は地域的な相関が強く(Krook 2006)、地域を超えた導入要因は依然明らかでない。本稿は、1989年から2019年までの世界20か国のパネルデータを作成した上で、国家間の差異を説明する国内要因として、政策決定に直接的な影響を及ぼす政党システムに注目しながら、左派政党の伸長が候補者クォータ制の導入に与える影響を明らかにする。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では、女性議員増加の効果や各種クォータ制の導入要因に関する先行研究を整理する。第3節では、候補者クォータ制導入のメカニズムについて本稿の理論仮説を提示し、第4節では、分析に用いるデータと推定手法を説明する。第5節では、計量分析による推定結果を確認した後、2006年に候補者クォータ制を導入したポルトガルの事例を過程追跡していくことで、計量分析では明らかにできない因果メカニズムを質的に検証する。第6節では、本稿のまとめとして、クォータ制の導入が進まない日本に向けた提言を述べていく。

## 2. 先行研究

### 2-1. 女性議員の増加による政治的影響

---

<sup>157</sup> [https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya\\_law.html](https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_law.html) (2022年10月21日)。

<sup>158</sup> <https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html> (2022年10月26日)。

前述の通り、既存研究では、女性議員と男性議員の政策選好の違いに注目した上で、女性議員の増加が立法・政策形成にどのような影響を及ぼすのかが議論されている。例えば、アメリカの州議会を対象とした Thomas (1991) の研究では、女性議員の割合が高い州では、女性、子ども、家族の問題を扱った法案が多く提出・可決されていることが指摘されている。また、スウェーデンの地方議会においても女性議員が増加したことで、高齢者介護に比べ保育・教育への支出が増加したという (Svaleryd 2009)。さらに、Baskaran and Hessami (2019) は、ドイツのバイエルン州の事例から、女性議員の増加が地方自治体による保育サービスへの公的支援拡大につながったことを報告している。

以上のように、女性議員が増加することで、特に女性、子ども、家族、福祉等に関する政策や法案の成立が促される。そうであるならば、議会において女性議員が少ない状況では、特定の政策が十分に議論されずに軽視されている可能性があり、民意を十分に反映できていないと言える。

## 2-2. 政党クォータ制の導入要因

男性が多数を占める議会または政党において女性議員を増やすクォータ制が採用されることは一見すると合理的でない。そのため、政治学では、理論上のパズルとしてこれまで多くの研究によって知見が蓄積されてきた。クォータ制の導入の歴史に沿って、まず、本項では、政党クォータ制の導入要因に関する研究を概観する。

そもそも政党クォータ制とは、「政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性又は男女に割り当てることを定めたもの」を指す (内閣府男女共同参画局 2020)。1975 年にノルウェーの社会党と自由党がクォータ制を導入したことに端を発し、その後西ヨーロッパ全域の政党に広がった (衛藤 2007)。政党クォータ制は、現在 55 か国で導入されているが、そのうち欧州での導入が 46.9%を占めており、主に西ヨーロッパで広く利用されている制度だと言える (内閣府男女共同参画局 2020)。先行研究では、政党クォータ制の導入要因として、①女性活動家、②選挙制度、③政党間競争、④政党の特徴の四つを指摘している (Caul 2001)。

まず、党の最高意思決定機関に女性が多ければ多いほど、女性議員を増やすための措置をとるよう党の指導部に直接圧力がかかる結果、政党がクォータ制を導入する可能性が高まる (Caul 1999)。また、選挙制度に着目すると、比例代表制の国はクォータ制を導入しやすいと指摘されている (Caul 1999; Hughes et al. 2015; Kang and Tripp 2018)。一方、有権者をめぐる政党間競争の観点から、政党が選挙的・戦略的なインセンティブを考慮した上で政党クォータ制を導入する可能性も示唆されてきた。具体的には、ある政党がクォータ制を採用すると、他の政党は女性票を失うことを恐れ、自身もクォータ制を導入するようになる (Matland and Studlar 1996; 衛藤 2007; Weeks 2018)。実際、ドイツでは、1986年に男女

同権を掲げる緑の党が政党クオータ制を導入して成功を収めたことで、女性票の確保をめぐって他の政党にもクオータ制導入の圧力がかかった（中谷 2010）。結果的に、政党クオータ制は保守政党にまで広がっていった<sup>159</sup>。加えて、政党の特徴として、左派政党は右派政党よりも女性の代表性を支持する傾向が強いこと（Caul 2001）、新しい政党ほど女性の代表性を高めるための措置を制定する可能性が高いこと（Matland and Studlar 1996）などが指摘されてきた。

### 2-3. 候補者クオータ制の導入要因

候補者クオータ制は、1991年にアルゼンチンが世界で初めて導入した後、一気にラテンアメリカ諸国に広がり、現在では60か国が導入するなど世界的な広がりを見せている。しかし、その導入要因については未だに明らかになっていない部分が多い。先行研究では、主に国際的規範の普及や、国際的な女性運動の高まり、それに伴う国内での女性運動の影響などが指摘されている。

具体的には、1979年に採択された女性差別撤廃条約や、1995年の北京行動綱領など、女性の政治参加を要請する国際的規範は、クオータ制が世界的に急速に広がる上で大きな役割を果たした（朴 2009）。実際、国際的な女性運動の規模が拡大するにつれてクオータ制の導入の可能性が高くなること、国内の女性運動もクオータ導入に正の影響を与えることが明らかにされている（Hughes et al. 2015）。さらに、国際的なアクターの努力や政府への圧力以上に、国内の女性グループがクオータ制の採用において役割を果たしていることを指摘するものもある（Kang and Tripp 2018）。加えて、1991年に世界で初めて候補者クオータ制を導入したアルゼンチンの事例研究では、正義党がかつて政党クオータ制を経験していた点、クオータ制導入運動が既存の女性運動の支持を受け、最終的には超党派的なものになった点が制度導入の背景としてあげられている（菊池 2013）。

なお、議席クオータ制は、主にアフリカ、アジア、中東で、政党クオータ制は西ヨーロッパで、候補者クオータ制はラテンアメリカでよく見られるなど、クオータ制の導入は地域と強い相関があると言われている。具体的には、ラテンアメリカにおける候補者クオータ制の普及は、この地域の多くの国がスペイン語圏であることに大きく起因しているという指摘がある（Krook 2006）。また、西ヨーロッパでは地域内の社会主義政党や社会民主主義政党のつながりが、政党クオータ制の普及を促した（Krook 2006）。

このように、候補者クオータ制の導入要因として、国際的な影響力を指摘する研究が数多くなされてきた一方で、国内要因に注目した研究は少ない。そのため、国際的な影響力を受けたときに、候補者クオータ制の導入につながる国とそうでない国の差異がなぜ生じるのかは明らかになっていない。そこで、本稿は、政党クオータ制導入の要因の中でも政策決定

---

<sup>159</sup> <https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h19shogaikoku/sec2.pdf> (2022年11月8日)。

に直接的な影響を及ぼす政党システムと候補者クオータ制導入の関係を明らかにするために、左派政党の伸長に注目して実証分析を行う。

### 3. 理論仮説

本稿では、政党クオータ制の導入要因として言及されてきた左派政党の存在が、候補者クオータ制の採用にも影響するということを主張する。まずは、政党クオータ制の導入要因として明らかにされている理論的枠組みを整理する。先行研究では、左派政党がクオータ制の導入を促す理由として、政党のイデオロギーの影響と、政党間競争の影響の二点が指摘されてきた。第一に、平等主義は左派政党のイデオロギーの重要な構成要素であり (Caul 2001)、左派政党はより女性候補者を議会に送り出す傾向があることから (Caul 1999)、左派政党は右派政党よりも女性の政治的代表的理念と親和性が高く、クオータ制を支持する傾向が強いと考えられる。第二に、政党クオータ制を導入しているか否かにかかわらず、政党は、他の政党が女性候補者を公認し始めると、より多くの女性を公認することに圧力を感じるようになる。いわゆる政党間競争に伴う「伝染効果」が存在する (Matland and Studlar 1996)。こうした政党間競争によるクオータ制導入や女性議員増加に向けた潮流の形成において、左派政党は先駆的な役割を果たしている。上記の議論から、左派政党が議会内で勢力を伸ばすにつれて、女性候補者の公認が増加するとともに、クオータ制導入論議が伝染しやすくなると考えられる。これらのメカニズムは、候補者クオータ制にも当てはまるだろう。

一方、候補者クオータ制に固有の特徴を踏まえると、選挙競争の観点からも、左派政党の台頭が候補者クオータ制の導入を促す理由を説明できる。具体的には、全政党に一定比率の女性候補者の擁立を義務付けるという候補者クオータ制の特徴を利用して、左派政党が右派政党を選挙上、不利な立場に追い込むことが可能となる。候補者クオータ制が導入されて、女性候補者の擁立が義務付けられると、それまで女性候補者をあまり擁立してこなかった右派政党は新人の女性候補者探しに奔走しなければならない (Weeks 2018)。左派政党の選挙戦略上、候補者クオータ制の導入は、右派政党を脆弱にできるという点で合理的かもしれない。そのため、左派政党が議会内・閣僚内で勢力を伸ばさせると、候補者クオータ制の導入に向けた議論が進むだろう。以上の議論から、次のような仮説が導出される。

**仮説 1** 議会・内閣における左派政党の勢力が拡大するほど、候補者クオータ制が導入されやすい。

### 4. データと方法

#### 4-1. データ

上記の理論仮説を検証するために、1989年から2019年までの世界20か国のパネルデータを構築した。対象年は、世界で初めて候補者クオータ制が導入された1991年の直前から観察する。対象国は、Comparative Political Data Set (以下、CPDS) に含まれるOECDおよびEU加盟国の中で、分析対象期間内に候補者クオータ制を導入している国と、各種クオータ制のいずれも導入していない国である。具体的には、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、アメリカの計20か国が含まれる。

まず、本稿の分析に用いる従属変数は、候補者クオータ制導入の有無のダミー変数である。具体的には、対象国において、1989年から2019年の間に候補者クオータ制が導入されていない期間は0、導入された場合は導入年をもって1となり、それ以降の観察は打ち切りとしてデータセットから除外する。今回の分析においては、政党クオータ制のみを採用している国については分析の対象外とした。政党クオータ制は大小問わず各国の政党が導入しているため、すべてのケースで導入年の正確な情報を得ることが困難だと判断したためである。また、国内で政党クオータ制の導入が進み、議会における女性議員比率が高い国では、候補者クオータ制を導入する誘因が少なくなるであろう (Hughes et al. 2015)。

次に、理論的に関心のある独立変数として、CPDSに含まれる政党システムに関する三つの指標を用いた。具体的には、社会民主主義政党およびその他の左派政党の、①閣僚ポストの割合、②政権与党に占める議席割合、③議会における議席占有率である。

その他、統制変数には、社会経済的な指標として自然対数化した人口、自然対数化した一人当たりGDP、失業率を用いた。また、女性議員比率<sup>160</sup>も投入した。女性議員比率が高い国ほどクオータ制を導入して女性議員を増やそうとする誘因が下がるため、候補者クオータ制の導入に負の影響を与えると推測される (Hughes et al. 2015)。

表1と表2は、それぞれ上記の変数について整理した変数一覧と、記述統計である。

#### 4-2. 推定方法

上記の変数を用いて、候補者クオータ制の導入に関する生存分析、特に離散時間ロジットモデルを推定する。離散時間ロジットモデルにおいては、時間の経過とともに値を変える独立変数を分析に用いることができる。各国における候補者クオータ制導入の生起確率や説明要因の値は時間の経過とともに変化する。したがって、候補者クオータ制の導入要因を分

---

<sup>160</sup> 二院制の場合は、下院を対象とする。

表 1 変数説明

変数名	変数説明	出典
クオータ制導入ダミー	0=クオータ制未導入。 1=クオータ制導入。	IDEA (Gender Quotas Database)
左派政党関係率	内閣の総ポストに占める社会民主主義政党およびその他の左派政党の割合 (%)。	Comparative Political Data Set
左派政党政権内議席率	政権与党の議席数に占める社会民主主義政党およびその他の左派政党の議席割合 (%)。	Comparative Political Data Set
左派政党議席率	社会民主主義政党およびその他の左派政党の政権における議席数シェア (%)。	Comparative Political Data Set
女性議員比率	国会議員に占める女性の割合 (%)。	Comparative Political Data Set
失業率	労働力人口に占める失業者の割合 (%)。	Comparative Political Data Set
総人口	総人口 (千人)。	Comparative Political Data Set
一人当たりGDP	GDP÷総人口。	World Bank Data
時間経過年数	観察開始時からの時間経過 (年)。	IDEA (Gender Quotas Database)

表 2 記述統計

	観測数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
クオータ制導入ダミー	466	0.0193	0.1378	0	1
左派政党関係率	466	27.5342	32.095	0	100
左派政党政権内議席率	466	29.8032	35.3557	0	100
左派政党議席率	466	16.1082	18.6029	0	65.9000
女性議員比率	466	18.1994	9.9229	1.4000	47
失業率	466	8.5223	4.5299	1.6000	27.5000
総人口	466	38866.9637	75138.7771	360.1000	328527
一人当たりGDP	466	25597.3883	20757.0949	1361.3924	123678.7021
時間経過年数	466	14.2039	8.2595	1	31

析するにあたり、時間の経過を考慮できる生存分析は最も適した分析手法と言える (福田 2005)<sup>161</sup>。国ごとに候補者クオータ制の導入のしやすさには違いがあると考えられるが、国ごとのランダム切片を考慮したランダム効果離散時間ロジットモデルではランダム切片の分散が 0 となった。そこで、ランダム効果を考慮しない離散時間ロジットモデルを推定する。また、時間経過をコントロールするために観察開始からの時間経過年数とその二乗項を投入した<sup>162</sup>。

本稿では、対象期間中に最初に候補者クオータ制が導入されたタイミングまでを観察対象とする。クオータ制が導入された後に、閾値の段階的な引き上げや、新たな配置義務の採

<sup>161</sup> [www.pdrc.keio.ac.jp/jpsc/wp-content/uploads/2018/01/p12-5.pdf](http://www.pdrc.keio.ac.jp/jpsc/wp-content/uploads/2018/01/p12-5.pdf) (2022 年 11 月 2 日)。

<sup>162</sup> 1989 年以降に民主化した国では、その時点からの時間経過年数を測定している。具体的には、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアは 1990 年から、ポーランドは 1991 年から、エストニア、リトアニアは 1992 年から、ラトビア、スロベニアは 1993 年から、クロアチアは 2000 年から測定している。



用などの改革が行われることはしばしばある。しかし、これまでの国際的な研究においてクオータ制の改革が分析の際に考慮されていないため (Hughes et al. 2015)、先行研究に倣って今回はクオータに関する法律や規則が変更される点は考慮しないものとする。

## 5. 分析結果

### 5-1. 主要結果

表 3 では、議会や内閣における左派政党の伸長が、候補者クオータ制の導入に与える効果を検証した。左派政党に関する三つの指標をすべて投入した Model 1 では、統計的に有意な効果が見られなかった。表 4 では、三つの指標の相関行列を示したが、三つの独立変数間の相関係数はすべて 0.95 以上と、統計的に有意な強い正の相関がある。このような多重共線性によって係数の正負が一貫しなかったものと思われる。そこで、次に、Model 2~4 では、三つの指標を一つずつ独立変数に投入した。その結果、三つの指標すべてにおいて 5% 水準で統計的に有意な正の効果を確認できた。これは、左派政党の勢力が拡大するほど候補者クオータ制を導入する可能性が高まるという本稿の理論的枠組みに整合的な結果である。その他、統制変数に注目すると、女性議員比率については、女性議員比率が高い国ほど候補者クオータ制の導入がなされにくいとする先行研究 (Hughes et al. 2015) とは異なり、統計的に有意な結果は得られなかった。

### 5-2. 事例研究

本稿では、計量分析を通じて、左派政党の伸長が候補者クオータ制の導入に影響を与えるという因果関係を明らかにしてきた。しかし、上記の理論が成り立つメカニズムは明らかになっていない。そこで、本項では、2006 年に候補者クオータ制が導入されたポルトガルの事例を過程追跡していくことで、その因果メカニズムを質的に検証する。

1974 年のポルトガルでは、軍事クーデターの勃発によって約 48 年間続いていた権威支配体制が終わり、民主主義体制が確立され始めた (Baum and Espírito-Santo 2012)。それ以降、法律によって男女同権が認められ、第四回となる憲法改正において女性の政治参加について言及が行われた。1990 年代後半に、左派政党である社会党 (PS) の提案によってクオータ制の議論が始まった<sup>163</sup>。クオータ制の法案は、社会党によって 1998 年、2000 年、2003 年に、左翼ブロック (BE) によって 2001 年、2003 年に提出されたが、これらの法案は多数派である右派政党の反対によってすべて否決された (Baum and Espírito-Santo

---

<sup>163</sup> 女性の権利が大きく制限されていた権威主義体制以降、クオータ制を支持する人々は民主主義の推進という観点から議論を展開した (Weeks 2018)。

表3 候補者クォータ制の導入に対する左派政党伸長の効果

	従属変数 クォータ制導入ダミー			
	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4
(定数項)	-22.8675 ** (8.4419)	-20.3144 ** (7.6323)	-22.0787 ** (8.0889)	-22.0505 ** (8.0345)
左派政党閣僚率	-0.0162 (0.0364)	0.0246 * (0.0102)		
左派政党政権内議席率	0.0066 (0.0574)		0.0258 * (0.0103)	
左派政党議席率	0.0680 (0.0972)			0.0518 * (0.0203)
女性議員比率	-0.0295 (0.0392)	-0.0250 (0.0374)	-0.0312 (0.0384)	-0.0272 (0.0378)
失業率	0.0334 (0.0956)	0.0446 (0.0928)	0.0433 (0.0932)	0.0327 (0.0951)
log(総人口)	0.1145 (0.2185)	0.0772 (0.1976)	0.0717 (0.2013)	0.1115 (0.2060)
log(一人当たりGDP)	1.1544 (0.7210)	0.9473 (0.6382)	1.1131 † (0.6681)	1.0648 (0.6582)
時間経過年数	0.6933 † (0.3609)	0.6928 † (0.3611)	0.7055 † (0.3624)	0.7070 † (0.3637)
時間経過年数 <sup>2</sup>	-0.0191 † (0.0101)	-0.0192 † (0.0101)	-0.0195 † (0.0101)	-0.0195 † (0.0101)
McFadden R <sup>2</sup>	0.1689	0.1518	0.1618	0.1666
N	466	466	466	466

(1) \*\*\*: p < 0.001, \*\*: p < 0.01, \*: p < 0.05, †: p < 0.1。

表4 相関行列

	左派政党閣僚率	左派政党政権内 議席率	左派政党議席率
左派政党閣僚率	1.0000		
左派政党政権内議席率	0.9758	1.0000	
左派政党議席率	0.9584	0.9793	1.0000

2012; Weeks 2018)。

しかしその後、左派政党が一気に勢力を拡大していったことで政策形成過程において大きな影響力を持つようになり、2006年に候補者クォータ制の導入が実現した。具体的には、2005年に行われたポルトガル議会選挙において、野党だった社会党が大きく得票率を伸ば

して過半数の議席を獲得し、社会民主党 (PSD) に勝利したことがあげられる<sup>164</sup>。さらに、極左新党である左翼ブロックの伸長も注目に値する (Weeks 2018)。社会党と左翼ブロックは、男女平等の問題については協調関係にあったとされ、共同で法律を提案した。これらの左派政党の拡大が候補者クオータ制導入の議論を促進するのに役に立ったと言える。

以上のように、ポルトガルの事例から、左派政党はより女性の代表性に政策関心を持ち、候補者クオータ制の導入に先駆的な役割を果たしてきたこと、左派政党の伸長が候補者クオータ制導入の契機となることが明らかになった。したがって、本稿の理論仮説は、量的、質的いずれの場合においても整合的なものと検証された。

## 6. 結論

本稿では、1989年から2019年までの世界20か国のパネルデータを作成した上で、左派政党の伸長が候補者クオータ制の導入に与える影響を明らかにしてきた。本稿の分析結果からは、議会内・閣僚内における左派政党の影響力が拡大するほど、候補者クオータ制を導入する可能性が高まることが示唆された。

今回得られた知見をふまえ、日本において候補者クオータ制導入を進めていくためには、左派政党伸長のための制度設計が重要だと言える。具体的には、選挙制度改革があげられる。現在、衆議院議員総選挙では、小選挙区に重きをおいた小選挙区比例代表並立制が用いられているが<sup>165</sup>、その比例代表制部分の比重を大きくするか、もしくは比例代表制に変更することで、左派政党の得票が促進され、結果的に候補者クオータ制の導入が期待できる。このような選挙制度改革は、候補者クオータ制の導入という点に限らず、政治的・社会的マイノリティの権利拡充を進めていく上で有益だと考えられる。

また、事例研究から明らかになったのは、右派政党から左派政党への政権交代をきっかけに候補者クオータ制の導入が進むということである。今回取り上げたポルトガルの事例に加え、2007年に候補者クオータ制が導入されたスペインにおいても、左派政党が伸長し政権が交代した時に導入が進んだ。すなわち、候補者クオータ制のような抜本的な改革を実行するには、政権交代も重要な要素だと推測される。

最後に、本稿では世界20か国のデータを用いて分析を行ったが、最も候補者クオータ制の導入が進んでいる地域であるラテンアメリカ諸国は含まれていない。したがって、今後の研究では、ラテンアメリカでも候補者クオータ制の導入と左派政党の伸長に同様の関係が見られるのかについて明らかにされたい。

---

<sup>164</sup> 2005年のポルトガル議会選挙において、与党・社会民主党が大敗した背景には、ポルトガル国内における経済不振がある。低成長によって財政赤字が拡大する状態が続き、政府のパフォーマンスが非難され、支持率が急落した (Weeks 2018)。

<sup>165</sup> 衆議院議員の総議員定数465名のうち、小選挙区選出議員の定数が289名、比例代表選出議員の定数が176名に配分されている。

## 7. 参考文献

- 衛藤幹子. 2007. 「女性の過少代表とクォータ制度--特定集団の政治的優先枠に関する考察」『法學志林 = Review of law and political sciences』104(4): pp.1-46.
- 菊池啓一. 2013. 「アルゼンチンとクォータ制」『国際女性：年報 = International women: annual』27: pp.92-95.
- 内閣府男女共同参画局. 2020. 「諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組」.  
<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/pdf/pamphlet.pdf> (2022年10月22日).
- 中谷毅. 2010. 「ドイツにおける女性議員のクォータ制：ドイツ社会民主党の事例を中心に」『日本政治学会.年報政治学』61(2): pp.48-67.
- 朴仁京. 2009. 「女性の政治的代表とクォータ制」『国際女性』23(1): pp.9-16.
- 福田節也. 2005. 「第4章 離婚の要因分析」財団法人家計経済研究所編『リスクと家計—消費生活に関するパネル調査—平成17年版』国立印刷局.
- Baskaran, Thushyanthan and Zohal Hessami. 2019. “Competitively Elected Women as Policy Makers.” *Policy File. CESifo Group Munich*.
- Baum, Michael, and Ana Espirito-Santo. 2012. “Portugal’s Quota-Parity Law: An Analysis of Its Adoption.” *West European Politics* 35(2): pp.319-342.
- Caul, Miki. 1999. “Women’s Representation in Parliament: The Role of Political Parties.” *Party Politics* 5(1): pp.79-98.
- Caul, Miki. 2001. “Political Parties and the Adoption of Candidate Gender Quotas: A Cross-National Analysis.” *The Journal of Politics* 63(4): pp.1214-1229.
- Svaleryd, Helena. 2009. “Women’s Representation and Public Spending.” *European Journal of Political Economy* 25(2): pp.186-198.
- Hughes, Melanie M., Krook, Mona Lena, and Pamela Paxton. 2015. “Transnational Women’s Activism and the Global Diffusion of Gender Quotas.” *International Studies Quarterly* 59(2): pp.357-372.
- Kang, Alice J., and Aili Mari Tripp. 2018. “Coalitions Matter: Citizenship, Women, and Quota Adoption in Africa.” *Perspectives on Politics* 16(1): pp.73-91.
- Krook, Mona Lena. 2006. “Reforming Representation: The Diffusion of Candidate Gender Quotas Worldwide.” *Politics & Gender* 2(3): pp.303-327.
- Matland, Richard E. and Donley T. Studlar. 1996. “The Contagion of Women Candidates in Single-Member District and Proportional Representation Electoral Systems: Canada and Norway.” *The Journal of Politics* 58(3): pp.707-733.
- Poggione, Sarah. 2004. “Exploring Gender Differences in State Legislators’ Policy

- Preferences.” *Political Research Quarterly* 57(2): pp.305-314.
- Thomas, Sue. 1991. “The Impact of Women on State Legislative Policies.” *The Journal of Politics* 53(4): pp.958-976.
- Thomas, Sue and Susan Welch. 1991. “The Impact of Gender on Activities and Priorities of State Legislators.” *The Western Political Quarterly* 44(2): p.445-456.
- Weeks, Ana Catalano. 2018. “Why Are Gender Quota Laws Adopted by Men? The Role of Inter- and Intraparty Competition.” *Comparative Political Studies* 51 (14): pp.1935-1973.
- World Economic Forum. 2021. 「Global Gender Gap Report 2021」. [https://www3.weforum.org/docs/WEF\\_GGGR\\_2021.pdf](https://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2021.pdf) (2022年10月21日)。